

第5章 地域生活支援事業の目標量

第1節 地域生活支援事業についての基本的な考え方

障害のある方が、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援するサービスとして、市町村の責任で、効果的かつ効率的な障害福祉サービスを地域の実情に応じて、柔軟に実施することができます。地域で自立した生活が行えるように、これまでに本市で独自に実施していた障害支援のサービスを基に、自立支援給付サービスを補完するさまざまな事業を展開していきます。

地域支援事業の目的（国の定めた地域生活支援事業実施要綱から抜粋）

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。



三次市における地域生活支援事

必須事業

- ・ 相談支援事業
- ・ コミュニケーション支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

任意事業

- ・ 福祉ホーム事業
- ・ 更生訓練費給付事業
- ・ 生活訓練事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 社会参加促進事業

第2節 必須事業の種別と目標量

1. 相談支援事業

相談支援事業では、相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。

（1）相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

そのため、本市では、身体・知的・精神・発達障害の相談に総合的に対応する三次市障害者支援センターを拠点に、相談支援に関する評価や地域の障害者支援体制づくりの中核的役割を果たす協議の場としての地域自立支援協議会の機能の充実を図りながら地域における障害福祉支援体制の推進に努めていきます。

利用者負担はありません。

（2）市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図っていきます。利用者負担はありません。

（3）住宅入居等支援（住居サポート）事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援に努めます。利用者負担はありません。

（4）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者及び精神障害者に対して、必要に応じ申立てに要する費用及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

(単位：事業所数，年間利用件数)

	H24年度	H25年度	H26年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	1カ所	1カ所	1カ所
相談支援機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所
障害児等相談支援事業	1カ所	1カ所	1カ所
住宅入居等支援（住居サポート）事業	2件	2件	2件
成年後見制度利用支援事業	2件	2件	2件

2. コミュニケーション支援事業

聴覚，言語・音声機能等の障害のため，意思の伝達に支援が必要な方について，手話通訳者や要約筆記者の派遣をはじめ，点字・音訳等支援事業を行います。

本市では，コミュニケーション支援事業を三次市社会福祉協議会に委託し事業を行っています。

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう，周知の徹底を図るとともに関係機関並びに関係団体等と連携し，その体制の充実・強化を今後も一層図っていきます。

利用者負担はありません。

(単位：年間利用回数)

コミュニケーション支援事業	H24年度	H25年度	H26年度
手話通訳者等派遣事業	45	50	60
要約筆記者等派遣事業	50	60	70

3. 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害，知的障害，精神障害のある方で，当該用具を必要とする方に対し，日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

日常生活用具給付等事業の見込み量は，平成22年度の実績に基づいて算出しています。

原則，利用者負担を1割とします。日常生活用具給付等事業の実施にあたっては，本市独自の上限負担月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

(単位：件/年)

日常生活用具給付等事業	H24年度	H25年度	H26年度
介護・訓練等支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	20	20	20
在宅療養等支援用具	20	20	20

情報・意思疎通支援用具	10	10	10
排泄管理支援用具	1,450	1,550	1,650
住宅改修費	5	5	5

4. 移動支援事業

障害により、市が外出時に支援が必要と認められた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

本市では、介護給付費、介護保険等における移動サービスを受けられない障害者を対象に登録事業所からヘルパーを派遣します。（通院、院内介助は原則、対象とはなりません）

移動支援事業の見込み量は、現在のサービス水準の確保を前提とし、平成21年度から平成23年度の実績に基づいて算出しています。

原則、利用者負担を1割とします。移動支援事業の実施にあたっては、本市独自の上限負担月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

（単位：月当たり）

移動支援事業	H24年度		H25年度		H26年度	
個別支援型	12人	100時間	20人	200時間	30人	300時間

5. 地域活動支援センター

創作的活動・生産活動の機会の提供の場、他の機関との連携による利用者への相談支援など、障害者の地域生活、日中活動の拠点として多様な形態の地域活動支援センターを設置することにより、地域生活支援の促進を図ります。

（単位：カ所）

地域活動支援センター事業		H24年度	H25年度	H26年度
市内事業所	日中活動支援型（移行済み）	3	4	4
	就労促進事業所からの移行	1	0	0

※運営要件等

- 1) 運営主体 法人又はNPO法人
- 2) 利用定員等 1日当りの実利用人員が、概ね10名以上
- 3) 職員体制 2名以上で内1名以上が専任で常勤

6. 必須事業における見込み量の確保の方策

(1) 事業者の参入促進

移動支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

(2) 人材の育成と資質の向上

障害福祉サービスや相談支援事業が円滑に実施されるよう、介助従事者や障害程度区分認定調査員、相談支援従事者等サービス提供に関わる人材の育成と資質の向上を図るために必要な研修の場を確保します。

第3節 任意事業の種別と目標量

1. 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、現に住居を求めている障害のある人につき、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

（単位：人/月）

	H24年度	H25年度	H26年度
福祉ホーム事業	5	5	5

2. 更生訓練費給付事業

「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」に基づき、更生訓練費の支給し、社会復帰を促進していきます。

利用者負担はありません。

（単位：人/年）

	H24年度	H25年度	H26年度
更生訓練給付事業	20	20	20

3. 生活支援事業

障害児への生活訓練の充実を図るため、長期休暇中の障害児等の見守りや日常的な生活訓練を実施するとともに、福祉機器のリサイクルを推進することにより、介護保険や自立支援給付の対象外となる虚弱な方の日常生活の便宜を図ります。

本市では、障害児生活訓練等事業及び福祉機器リサイクル事業を三次市社会福祉協議会に委託し事業を行っていきます。

生活支援事業	H24年度	H25年度	H26年度
障害児生活訓練等事業	30人	30人	30人
福祉機器リサイクル事業	180件	180件	180件

4. 日中一時支援事業

日常生活に介護を必要とする障害者及び障害児を対象に、施設等で日中一時的に預かりを行うことで、家族の就労機会や一時的な休息時間の確保を図ることを目的として障害者支援施設等に委託し実施します。

本市では、市内在住で小・中学校または特別支援学校に通学する身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者等で、介護や見守りが必要な障害児を対象とした「放課後一時支援」を日中一時支援事業として実施しています。

原則、利用者負担を1割とします。日中一時支援事業の実施にあたっては、本市独自の上限負担月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

(単位：人/月)

日中一時支援事業	H24年度	H25年度	H26年度
短期入所型	30	30	30
放課後一時支援型	20	20	20

5. 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や朗読により、市の広報を定期的に提供します。また、自動車運転免許の取得や改造・購入にかかる費用の一部を助成するなど、障害のある人への支援により、社会参加を促進していきます。

(単位：人/年)

社会参加促進事業	H24 年度	H25 年度	H26 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	200	200	200
点字・声の広報等発行事業	20	20	20
手話奉仕員養成事業	15	15	15
要約筆記奉仕員養成事業	5	5	5
点訳奉仕員養成事業	5	5	5
朗読奉仕員養成事業	20	20	20
自動車運転免許取得費助成事業	2	2	2
自動車改造費助成事業	4	4	4
福祉車両購入費助成事業	5	5	5

6. 任意事業におけるサービスの見込み量の確保

(1) 事業者の参入促進

日中一時支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、日中一時支援事業は今後の利用者の増加が見込まれるため、周辺市とも連携しながら、事業所の確保にも努めていきます。

(2) 人材育成とボランティア養成の促進

障害児に対する放課後一時支援や長期休暇中の活動を支援するため、介助従事者の資質の向上並びに運営上の安全管理を図るための研修等を実施します。

また、障害児に対する理解と知識を持ったボランティア養成を促進し、多様なニーズに対応した支援に努めます。